

平成30年2月 8日

お客さま各位

滋賀県信用組合

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺防止対策)

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

全国的に振り込め詐欺などの被害が多発しており、特にキャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導して、大切なご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当組合では、このような被害を未然に防止するための対策として、下記の通り、一部のお客さまにつきまして、キャッシュカードを使用した振込の利用制限を実施させていただきます。

ご不便をおかけいたしますが、地域の金融機関として「お客さまの大切なご預金をお守りする」ため、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

利用制限の内容

キャッシュカードによるATMでの1日あたりの振込限度額を10万円までとさせていただきます。

対象となるお客さま

70歳以上のお客さまで、過去1年以上キャッシュカードによるATMでの振込をされていないお客さま

開始日

平成30年3月5日(月)より

その他

- 利用制限をご希望されないお客さまは、お取引店の窓口までお申し出ください。
※お届け印、ご本人を確認できる資料をご持参ください。
- キャッシュカードによる「預入れ」や「引出し」は従来どおりご利用いただけます。